

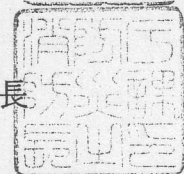
消防消第99号
消防防第74号
消防安第81号
平成17年4月27日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁消防課長



消防庁防災課長



消防庁防火安全室長



「住宅用火災警報器PRハンドブック」等を活用した消防団、
婦人（女性）防火クラブ及び自主防災組織等と連携した住宅
防火の推進について

近年の住宅火災による死者の急増等を踏まえた平成16年の消防法改正により、
新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は市町村の条例で定める日から住宅
用火災警報器等の設置及び維持が義務づけられることとなりました。

特に既存住宅については、その住宅ストック数が膨大であることから、消防
機関が消防団、婦人（女性）防火クラブ及び自主防災組織等の地域に根ざした
活動を展開している団体と連携して、住民に対しわかりやすく周知を図ること
が必要不可欠となります。消防法改正の国会審議においても、地域防災組織と
の連携等を通じて、住宅火災警報器等の設置について積極的な普及に努めるこ
ととする内容が衆参両院で附帯決議されています。

このため、広報・普及啓発活動の重要な役割を担う消防団、婦人（女性）防
火クラブ及び自主防災組織等のリーダーの立場にある者が当該地域の住民に周
知を図る際のポイントをまとめた「住宅用火災警報器PRハンドブック」（以
下「ハンドブック」という。）を、当庁監修のもと財団法人日本防火協会の協

力を得て作成しました。

このハンドブックを下記のとおり地域で開催される講習会や研修会等の場で活用することにより、法令に基づく住宅用火災警報器の設置及び維持に依る情報提供のみならず、住宅防火対策一般について幅広く広報・普及啓発して頂くようお願い致します。

なお、(財)日本消防協会及び(財)日本防火協会には別添のとおり協力の依頼をしています。

つきましては、この旨貴都道府県内市町村及び各消防本部等へ周知して頂くようお願い致します。

記

1 対象者

消防団、婦人(女性)防火クラブ及び自主防災組織のリーダーの立場にある者等

2 活用方法

地域で定期的で開催される講習会や研修会等において対象者にハンドブックを配布し、地域住民へわかりやすく広報・普及啓発する手法について意見交換を行うこと。(イメージ図は別紙のとおり)

なお、本ハンドブックを踏まえた、普及・啓発活動に資するリーフレットを近日中に作成・配布する予定であること。

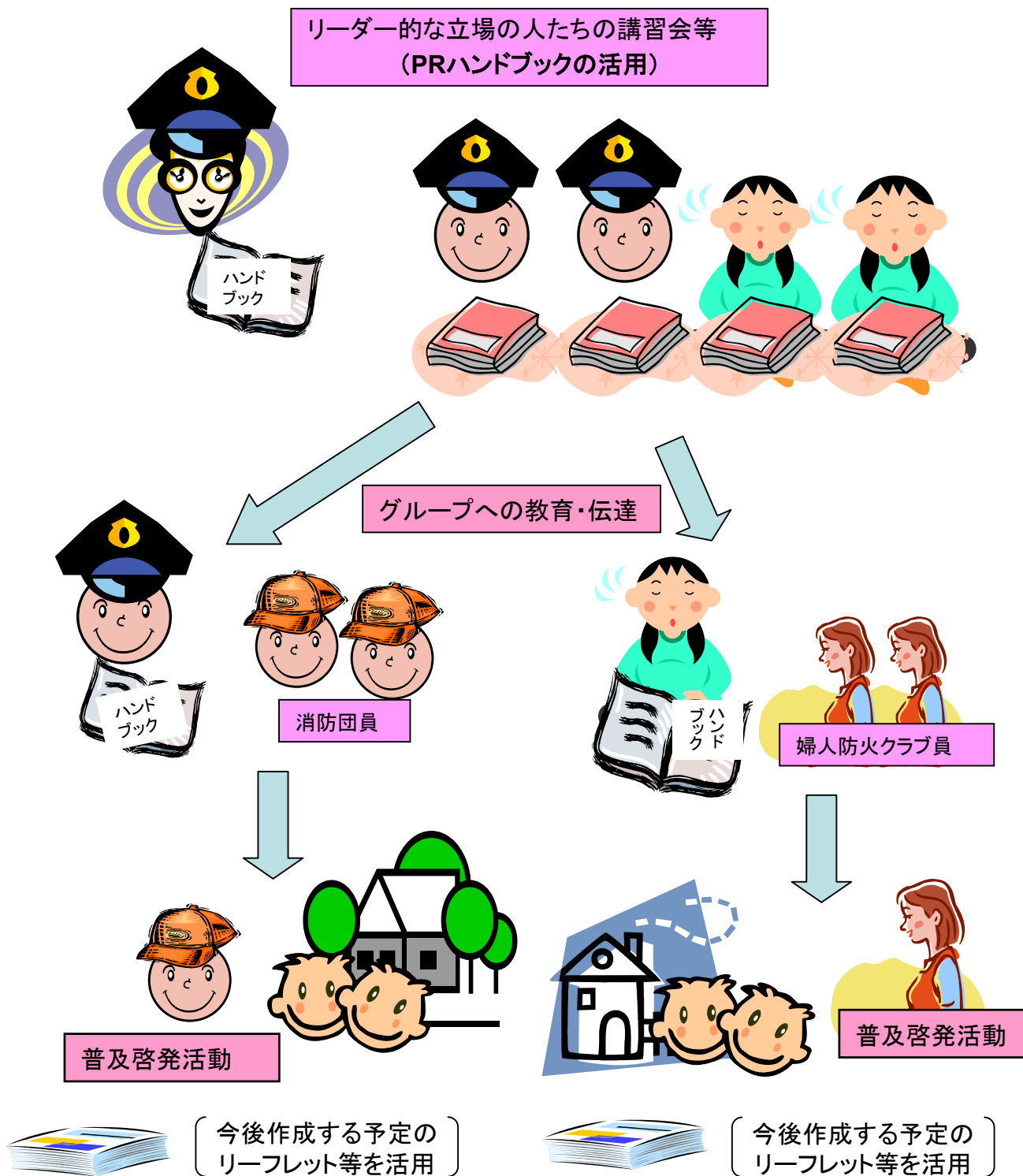
3 その他

本ハンドブックは(財)日本防火協会から別途送付されるが、これにあわせてハンドブックの内容を収めたCDも送付予定であること。

また、近日中に(財)日本防火協会ホームページ(<http://www.n-bouka.or.jp>)に同じく本ハンドブックの内容を掲載することとしているので、必要に応じてダウンロードして活用すること。

「ハンドブック」活用のイメージ図

〈消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等〉





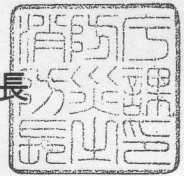
消防消第 97 号
消防災第 71 号
消防安第 79 号
平成 17 年 4 月 27 日

財団法人日本消防協会 理事長 殿

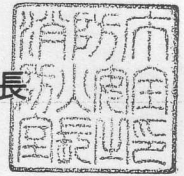
消防庁消防課長



消防庁防災課長



消防庁防火安全室長



住宅用火災警報器等の設置及び維持に係る消防団、婦人(女性)防火クラブ、自主防災組織等の協力について(依頼)

陽春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より消防行政の推進につきまして、深いご理解とご協力を賜り、厚く感謝しお礼申し上げます。

また、財団法人日本消防協会におかれましては、全国の消防団等の教育訓練などを推進され、国民の生命、身体、財産の安全及び産業の保全に真剣に取り組まれており、重ねてお礼申し上げます。

さて、平成 16 年第 159 回国会において、近年の住宅火災による死者数の増加等を踏まえ、消防法が改正され新築住宅については平成 18 年 6 月 1 日から、既存住宅については各市町村条例で定める日から、住宅用火災警報器等の設置及び維持が義務づけられることとなりました。

特に、地域防災組織との連携等を通じて、住宅用火災警報器等の設置について積極的な普及に努めることとする内容が、衆参両院で附帯決議

されました。

このため、地域において住宅用火災警報器等の設置及び維持を推進する上で、従来以上に消防団、婦人（女性）防火クラブ、自主防災組織等との連携協力を深め、住宅防火対策を国民運動的に実施していく必要があります。

貴職におかれましては、消防法改正の趣旨を踏まえ、消防団等が地域に根ざした住宅防火対策の推進を積極的に展開できるよう、一層のご高配のほどよろしくお願い致します。

なお、リーダー研修等の機会に別添の「住宅用火災警報器 PR ハンドブック」（総務省消防庁監修）は、住宅用火災警報器の設置及び維持を地域住民に広報・普及啓発する際の方法について分りやすくまとめられていることから、当該ハンドブックをリーダー等の研修材料とするなどの活用についてもご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

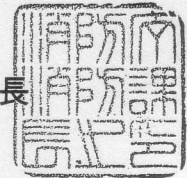
また、貴職におかれましては、貴協会の関係団体につきましても、この旨周知されますようよろしくお願いいたします。



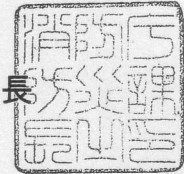
消 防 消 第 9 8 号
消 防 災 第 7 2 号
消 防 安 第 8 0 号
平 成 1 7 年 4 月 2 7 日

財団法人日本防火協会 理事長 殿

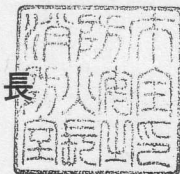
消 防 庁 消 防 課 長



消 防 庁 防 災 課 長



消 防 庁 防 火 安 全 室 長



住宅用火災警報器等の設置及び維持に係る消防団、婦人(女性)防火クラブ、自主防災組織等の協力について(依頼)

陽春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より消防行政の推進につきまして、深いご理解とご協力を賜り、厚く感謝しお礼申し上げます。

また、財団法人日本防火協会におかれましては、全国の婦人(女性)防火クラブ及び自主防災組織等民間防火組織の地域活動を推進され、国民の生命、身体、財産の安全及び産業の保全に真剣に取り組まれており、重ねてお礼申し上げます。

さて、平成 16 年第 159 回国会において、近年の住宅火災による死者数の増加等を踏まえ、消防法が改正され新築住宅については平成 18 年 6 月 1 日から、既存住宅については各市町村条例で定める日から、住宅用火災警報器等の設置及び維持が義務づけられることとなりました。

特に、地域防災組織との連携等を通じて、住宅用火災警報器等の設置

について積極的な普及に努めることとする内容が、衆参両院で附帯決議されました。

このため、地域において住宅用火災警報器等の設置及び維持を推進する上で、従来以上に消防団、婦人（女性）防火クラブ、自主防災組織等との連携協力を深め、住宅防火対策を国民運動的に実施していく必要があります。

貴職におかれましては、消防法改正の趣旨を踏まえ、婦人（女性）防火クラブ、自主防災組織等が地域に根ざした住宅防火対策の推進を積極的に展開できるよう、一層のご高配のほどよろしくお願い致します。

また、貴職におかれましては、貴協会の関係団体につきましても、この旨周知されますようよろしくお願い致します。